

奈良市営住宅条例の一部改正（令和4年6月24日）により、市営住宅等入居申込案内の一部に変更があります。

・市営住宅等入居申込案内3ページ^ハの^⑩

（変更前）

⑩「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定による一時保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、又は裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方



（変更後）

⑩「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、「児童福祉法」の規定による母子生活支援施設における保護若しくは保護が終了した日から起算して5年を経過していない方、裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書（配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。）が発行されている方